

特定商取引法に基づく表記

| | |
|--------------|--|
| 販売業者名 | 株式会社CHINTAI |
| 代表者 | 代表取締役社長 奥田倫也 |
| 運営責任者名 | 執行役員 江口悦章 |
| 所在地 | 〒107-0051 東京都港区元赤坂1-2-7 AKASAKA K-TOWER10F |
| 電話番号 | 03-5771-4600（代表） |
| 営業時間 | 平日10-18時 ※お電話でのお問い合わせにはご対応いたしかねます。 |
| お問合せ | 電子メール： h-info@chintai.co.jp ※お問合せのご回答は5営業日ほどお待ちいただく場合がございます。 |
| 補償料 | 商品の説明ページ等に記載いたします。 |
| 補償料以外の付帯費用 | 特にございません。 |
| 補償料の払込時期・期間 | 一括払いの場合：補償料は、契約の申込後に当社よりご請求いたします。 分割払いの場合： 初回補償料（当社が指定する資金決済方法により分割してお支払いいただく補償料のうち、補償契約者が最初に払い込む補償料を指します。）は、補償の契約の申込後に当社よりご請求いたします。 2回目以降の補償料のご請求は、初回補償料の払込日を基準として、毎月基準日にご請求が発生（※）いたします。 払込期間は、初回補償料の払込日から起算して1年間(12回払い)です。 ※何らかの原因により、請求予定日にずれが生じる場合がございます。 |
| 補償料の払込方法 | 当社が指定する資金決済サービス（クレジットカード会社等）が対応する資金決済方法に準じます。 初回補償料の払込日を基準として、翌月以降同日に当社が指定する資金決済サービスに対し補償料の金額をご請求します。 なお、ご利用登録されるクレジットカードのクレジットカード会社ごとにカード利用代金のお支払方法は異なります。 |
| 申込みの期間に関する定め | 建物賃貸借契約を締結後、契約日を含み、契約日より14日以内にお申しいただくことが可能です。 |

| | |
|--------|---|
| | す。 |
| 責任期間 | この補償の責任期間は、申込者がこの補償の申込を完了し、当社がそれを承諾した日に始まり、この補償の申込時に登録された物件の建物賃貸借契約における契約日から起算して1年間が経過する日に終わるものとします。 |
| 解約について | <p>解約申請フォームより申しいただくことにより、いつでもこの補償の契約を解約することが可能です。補償契約者が当社に対して解約の手続きを完了させた日が解約日となり、本補償の責任期間も終了いたします。</p> <p>補償料を一括払いした場合の返還補償料： 返還補償料 = 補償料 × $\frac{\text{補償期間（月数）} - \text{補償期間開始日}}{\text{期間（月）}}$</p> <p>（注）月数の計算における1か月未満の端数は、切り捨てるものとします。</p> <p>補償料を分割払いした場合の返還補償料： 補償料の返還はありません。</p> <p>分割で補償料を払いいただく場合、次回払込日までに解約申込をしていただければ、次回以降の請求は発生いたしません。ただし、解約申込のタイミングによっては、システム上、払込処理が実行される可能性がございます。その場合には、遅滞なく当該補償料の払い戻しを行います。</p> |
| その他 | ご検討にあたっては、重要事項説明書を必ずご確認ください。 |